

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水装置工事の承認の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市水道事業給水条例施行規程
根拠条項	栃木市水道事業給水条例施行規程第13条
参考事項	
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成30年4月1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>条例第10条第1項の規定による給水装置工事費の概算額について、管理者が定めた期日までに納入が確認できないときは、その工事は取り消されたものとみなす。（施行規程第13条）</p> <p>栃木市給水条例施行規程 （工事の取消し及び変更）</p> <p>第13条</p>
	<p>2 条例第10条第1項の規定による給水装置工事費の概算額について、管理者が定めた期日までに納入が確認できないときは、その工事は取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>